

高知市告示第120号

高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱を次のように定める。

平成28年7月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業

ア 第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 国の基準による訪問型サービス（第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第1号に該当するものとして高知市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱（平成28年告示第121号。以下「基準要綱」という。）第2章に定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）

(イ) 訪問型サービスA（第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして基準要綱第4章に定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）

イ 第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 国の基準による通所型サービス（第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第1号に該当するものとして基準要綱第3章に定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）

(イ) 通所型サービスC（第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして基準要綱に定める基準を満たすものをいう。）

ウ 第1号生活支援事業（法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。）

エ 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

(対象者)

第5条 前条第1号に掲げる事業の対象者（以下「事業対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき

厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目（以下「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの（以下「基本チェックリスト該当者」という。）

（有効期間）

第6条 基本チェックリスト該当者の有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

- (1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の末日までの期間
- (2) 2年間

2 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる期間を有効期間とする。

3 要支援認定（法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）を既に受け、かつ、要支援認定の有効期間の満了に当たり、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該有効期間の満了の日の翌日から2年間を有効期間とする。

4 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって基本チェックリスト該当者でなくなった場合における有効期間は、当該基本チェックリストを実施した日の属する月の末日までとする。

（総合事業の実施方法）

第7条 総合事業は、市が実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者による実施
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助を受ける者による実施

（指定の申請）

第8条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成24年規則第40号。以下「指定規則」という。）様式第1号により行うものとする。

2 前項の申請は、事業開始予定の2月前までに市長に対し行わなければならない。

（指定の基準）

第9条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、基準要綱の定めるところによるものとする。

（指定の拒否）

第10条 市長は、指定事業者の指定について、当該事業者が前条に規定する基準を満たした場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないことができる。

- (1) 当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより、高知市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超えると認められるとき。
- (2) 申請者が、前条に規定する基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他政令第35条の2に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、法第7条第9項に規定する社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限

る。)を引き続き滞納している者であるとき。

- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第13条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第13条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に第13条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に法第8条第1項に規定する居宅サービス事業又は法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(指定の期間)

第11条 指定事業者に係る省令第140条の63の7の市が定める期間は、6年とする。

(指定の更新)

第12条 法第115条の45の6第1項の規定により指定事業者の更新を受けようとする者は、指定規則様式第2号により現に受けている指定の有効期間の満了日の2月前までに市長に申請しなければならない。

(変更等の届出)

第13条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第12号、第14号及び第15号に掲げる事項に変更があったときは指定規則様式第4号により、事業を再開したときは指定規則様式第5号により、それぞれ10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、指定規則様式第6号により、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、書面により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額)

第15条 指定事業者による第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る費用の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国の基準による訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に掲げる高知市の地域区分に基づく介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額に、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「費用の額の算定に関する基準」という。）の例により算定した単位数を乗じて得た額

- (2) 国の基準による通所型サービス 10円に単価告示に掲げる高知市の地域区分に基づく介護予防通所介護の割合を乗じて得た額に、費用の額の算定に関する基準の例により算定した単位数を乗じて得た額
- (3) 訪問型サービスA サービス1回の利用につき200単位とし、10円に単位数を乗じて得た額
(指定事業者により実施するときの第1号事業支給費の支給)

第16条 市長は、事業対象者が指定事業者による第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用したときは、当該事業対象者に対し、第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）を支給する。

- 2 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。ただし、事業対象者が法第59条の2に規定する政令で定める額以上の所得を有する者であるときは、100分の80に相当する額とする。
- 3 災害その他の特別の事情があることにより、事業対象者が第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認める場合における前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」と、「100分の80」とあるのは「100分の80から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。
- 4 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費を支給する場合における第2項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」と、「100分の80」とあるのは「100分の80から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。
- 5 法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費を支給する場合における第2項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」と、「100分の80」とあるのは「100分の80から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。
- 6 事業対象者が指定事業者による第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用したときは、市長は、当該事業対象者が当該指定事業者を支払うべき当該事業に要した費用について、第1号事業支給費として当該事業対象者に支給すべき額の限度において、当該事業対象者に代わり、当該指定事業者を支払うものとする。
- 7 前項の規定による支払があったときは、事業対象者に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。
- 8 第6項の規定による場合における第1号事業支給費の審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定により高知県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

第17条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 基本チェックリスト該当者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額（以下「事業対象者支給限度額」という。）は、要支援状態区分要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本チェックリスト該当者が次の各号のいずれかに該当する状態であって、永続的な支援が必要と市長が認めた場合には、事業対象者支給限度額は、要支援状態区分要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額に相当する額とすることができる。

- (1) 慢性心不全、腎不全等により、食事管理又は健康管理が必要な状態
- (2) 認知機能の低下により、生活障害が生じている、又は生じ始めている状態
- (3) 関節リウマチ、緑内障等の改善が見込めない、又は進行が予測される状態

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第18条 市の区域外に所在する事業所（市長が必要と認めるものに限る。）に係る指定事業者の指定の基準、指定の拒否、指定事業者による第1号事業に要する費用の額及び第1号事業支給費の支給については、第9条、第10条、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で

定めるところによる。

(利用料)

第19条 市長は、事業対象者が指定事業者による第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用したときは、利用料を請求することができる。

2 前項の利用料は、第15条の規定により算定された費用の額から第16条の規定により算定された額を控除した額とする。

(総合事業に係る利用手続)

第20条 事業対象者は、第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用しようとするときは、高知市介護保険条例施行規則(平成12年規則第57号)様式第17号の2により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、事業対象者に代わって、当該事業対象者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域高齢者支援センターが行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、総合事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指導及び監査)

第21条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第7条第2号に規定する委託を受けた者及び同条第3号に規定する補助を受ける者に対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指導及び監査に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第8条から第14条までの規定は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1号イ(イ)並びに同条第2号ア及びエの事業については、この要綱の規定は、当分の間、適用しない。

(準備行為)

3 第20条の規定に基づく総合事業に係る利用手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。